

令和5年度 全国労働衛生週間 のしおり

令和5年度 全国労働衛生週間スローガン

目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場



労働安全衛生法関係政省令の改正により…

新たな化学物質規制が 導入されます

詳細についてはこちら▶
本書P10～16にも掲載しています



厚生労働省・大分労働局・各労働基準監督署

目次

令和5年度（第74回）全国労働衛生週間	1
過重労働による健康障害防止対策	
・精神障害及び脳・心臓疾患の労災補償状況等	3
・長時間労働者に対する医師による面接指導等	4
・定期健康診断結果有所見率の推移等	5
職場におけるメンタルヘルス対策	
・職場における心の健康づくり等	6
・ストレスチェック制度等	7
・地域産業保健センターをご利用ください！	8
大分県の業務上疾病発生状況と腰痛予防対策	9
化学物質による健康障害防止対策	
・労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制	10
・呼吸用保護具のフィットテストを実施しましょう！	17
建築物等の解体・改修等における石綿ばく露防止対策	
・石綿の有無に関する事前調査を確実に実施しましょう！	18
・改正石綿障害予防規則に係る動画視聴のお願い	19
作業の特性に応じた対策	
・新たに第10次粉じん障害防止総合対策を策定しました	20
・眼の水晶体に受ける等価線量の限度について等	21
・騒音障害防止のためのガイドラインを改訂しました	22
治療と仕事の両立支援	
・治療と仕事の両立支援に取り組んでみませんか？	23
・大分県地域両立支援推進チーム	24
第14次労働災害防止計画の概要（抜粋）	25

令和5年度（第74回）全国労働衛生週間

期間 10月1日 10月7日 準備期間 9月1日 9月30日



全国労働衛生週間は、今年で第74回を迎えます。労働者の健康をめぐる状況を踏まえ、今年度は「目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場」をスローガンとして、事業場における労働衛生意識の高揚と自主的な労働衛生管理活動の促進を図ることとしています。

令和5年度 全国労働衛生週間実施要綱（抜粋）

実施要綱
ダウンロード



全国労働衛生週間中に実施する事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、事業者及び労働者が連携・協力しつつ次の事項を実施しましょう。

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

準備期間中に実施する事項

次に掲げる事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ。

ア 重点事項

（ア）過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項

- a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

（イ）「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

- a 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
- b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善

- c 4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
- d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- g 「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
- h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用

（ウ）転倒・腰痛災害の予防に関する事項

- a 事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
- b 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
- c 高齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
- d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期の健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
- e 若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施
- f 小売業及び介護施設の企業等関係者による「協議会」を通じた転倒・腰痛災害等の予防活動の機運の醸成・企業における取組の推進
- g ストレッチを中心とした転倒・腰痛予防体操（例：いきいき健康体操）の実施
- h 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進

（エ）化学物質による健康障害防止対策に関する事項

- a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業業種を含む。）、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
- b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認

- c SDSにより把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の推進
 - d ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対して行う教育の推進
 - e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
 - f 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
 - g 特殊健康診断による健康管理の徹底
 - h 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
- (オ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項**
- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
 - b 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等に基づくばく露のおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
 - c 石綿に基づくばく露のおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
 - d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
- (カ) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項**
- (キ) 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項**
- (ク) 「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項**
- (ケ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項**
- (コ) 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項**
- (サ) 女性の健康課題に関する事項**
- イ 労働衛生3管理の推進等**
- (ア) 労働安全衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項**
- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
 - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
 - c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
 - d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
 - e 現場管理者の職務権限の確立
 - f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
- (イ) 作業環境管理の推進に関する事項**
- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
 - b 局所排気装置等の適正な配置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
 - c 事務所や作業場における清潔保持
 - d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
- (ウ) 作業管理の推進に関する事項**
- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
 - b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
 - c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- (エ) 「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項**
- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
 - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
 - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
 - d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保険事業との連携
- (オ) 労働衛生教育の推進に関する事項**
- a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
 - b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- (カ) 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項**
- (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項**
- (ク) 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項**
- ウ 作業の特性に応じた事項**
- (ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項**
- (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項**
- (ウ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項**
- (エ) 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項**
- (オ) 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項**
- (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項**
- (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項**
- エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進**
- オ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策**
- a 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - b その他請負人等が安全衛生に係る事項を円滑に実施するための配慮

令和5年度全国労働衛生週間実施要綱の全文は、厚生労働省のホームページからダウンロードすることができます



過重労働による健康障害防止対策

精神障害及び脳・心臓疾患の労災補償状況

厚生労働省
報道発表より

精神障害による労災請求件数が増加しています。脳・心臓疾患による支給件数は減少しているものの、依然として多くの請求がなされています。

		H30	R 1	R2	R3	R 4	
全 国	精神障害	請求件数	1,820	2,060	2,051	2,346	2,683
		支給決定件数	465	509	608	629	710
	うち自殺	請求件数	200	202	155	171	183
		支給決定件数	76	88	81	79	67
	脳・心臓疾患	請求件数	877	936	784	753	803
		支給決定件数	238	216	194	172	194
	うち死亡	請求件数	254	253	205	173	218
		支給決定件数	82	86	67	57	54
大 分 県	精神障害	請求件数	11	24	20	22	16
		支給決定件数	6	6	16	7	10
	うち自殺	請求件数	0	5	8	1	2
		支給決定件数	1	1	0	3	0
	脳・心臓疾患	請求件数	11	15	5	7	7
		支給決定件数	1	3	3	0	3
	うち死亡	請求件数	1	6	2	3	3
		支給決定件数	0	3	2	0	0

脳・心臓疾患の時間外労働時間別

支給決定件数 (全国)	R3	R4
45時間未満	0	0
45時間以上 60時間未満	0	1
60時間以上 80時間未満	29	49
80時間以上 100時間未満	63	49
100時間以上 120時間未満	38	43
120時間以上 140時間未満	10	14
140時間以上 160時間未満	7	8
160時間以上	9	4
合計	156	168

異常な出来事への遭遇、短期間の過重業務を除く集計。

【時間外・休日労働時間】【健康障害のリスク】

月100時間超 または
2～6月平均80時間超



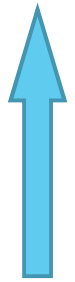
長くなるほど

月45時間以内

高

徐々に高まる

低



時間外・休日労働時間が月45時間を超えて長くなるほど、健康障害のリスクが徐々に高まり、月100時間超または2～6か月平均で月80時間を超えると健康障害リスクが非常に高くなるという医学的検討結果に基づき、厚生労働省では「**過重労働による健康障害防止のための総合対策**」を策定し、時間外・休日労働の削減、健康管理体制の整備・健康診断の実施等を推進しています。

過重労働による健康障害を防ぐために

詳しくはコチラを
ご参照ください



時間外・休日労働時間を削減しましょう

- 36協定は限度時間等に適合したものとなっていますか？
- 年次有給休暇の取得を促進しましょう
- 労働時間の設定の改善のための措置を実施していますか？

長時間労働者に対し面接指導等を実施しましょう

- 労働時間の状況を適正に把握していますか？
面接指導については次ページ参照

健康管理体制の整備・健康診断を行いましょう

- 産業医・衛生管理者等を選任していますか？
- 産業医等に対する労働者の健康管理等に必要な情報を提供しましょう
- 健康相談の体制を整備しましょう
- 衛生委員会等を設置していますか？
- 健康診断を確実に実施していますか？
- 健康診断結果に基づく適切な事後措置を実施していますか？

長時間労働者に対する医師による面接指導

過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害の発症を予防するため、長時間の時間外・休日労働等をしている労働者に対して、事業者は医師による面接指導を行う必要があります。下図の～の手順により、面接指導を実施しましょう。

事業者

① 労働時間の状況の把握

タイムカードによる記録等の客観的な方法その他の適切な方法により、労働者の労働時間の状況を把握しなければなりません。高度プロフェッショナル制度適用者については健康管理時間（＝事業場内にいた時間＋事業場外労働の時間）の把握が必要です。

② 労働時間の通知及び面接指導受診指示

時間外・休日労働時間が月80時間を超えた労働者に対して、速やかに労働時間の情報を通知しなければなりません。高度プロフェッショナル制度適用者を除くすべての労働者が通知の対象です。

③ 事後措置

事業者は、面接指導の結果を踏まえて、就業場所の変更、作業の転換等の必要な事後措置を行ってください。面接指導により労働者のメンタルヘルス不調が把握された場合は、必要に応じて精神科医等と連携をしつつ対応を図りましょう。面接指導の結果、労働者に対し不利益な取扱いをしてはならないことに留意しましょう。

④ 事後措置に関する意見

医師からの報告を保存する等により面接指導の記録を作成し、5年間保存しなければなりません。



医師 産業医、地域産業保健センター等

では、8ページを参照ください
地域産業保健センターについて

⑤ 面接指導の実施



労働者

裁量労働制、管理監督者含む

義務：月80時間超の時間外・休日労働を行い、疲労蓄積があり面接を申し出た者

安衛法第66条の8
安衛則第52条の2

努力義務：事業主が自主的に定めた基準に該当する者

安衛法第66条の9
安衛則第52条の8



研究開発業務従事者

義務：月100時間超の時間外・休日労働を行った者

安衛法第66条の8の2
安衛則第52条の7の2

義務：月80時間超の時間外・休日労働を行い、疲労蓄積があり、面接を申し出た者

安衛法第66条の8
安衛則第52条の2

努力義務：事業主が自主的に定めた基準に該当する者

安衛法第66条の9
安衛則第52条の8

高度プロフェッショナル制度適用者

義務：1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた時間について月100時間超を行った者

安衛法第66条の4の2
安衛則第52条の7の4

努力義務：上記対象者以外で面接を申し出た者

安衛法第66条の9
安衛則第52条の8



労働者の疲労蓄積度 自己診断チェックリスト

厚生労働省では、過重労働による健康障害を防止するため、働く人それぞれの疲労蓄積度を判定するためのチェックリストとして、平成16年6月に、労働者本人による自己診断のためのチェックリスト及びご家族により労働者の疲労蓄積度を判定できるチェックリストを作成しています。

これらの自己診断チェックリストが令和5年4月に中央労働災害防止協会において改定されました。

積極的な健康管理のためにご活用ください。



〔中央労働災害防止協会作成〕
労働者の疲労蓄積度自己診断
チェックリスト活用ガイド

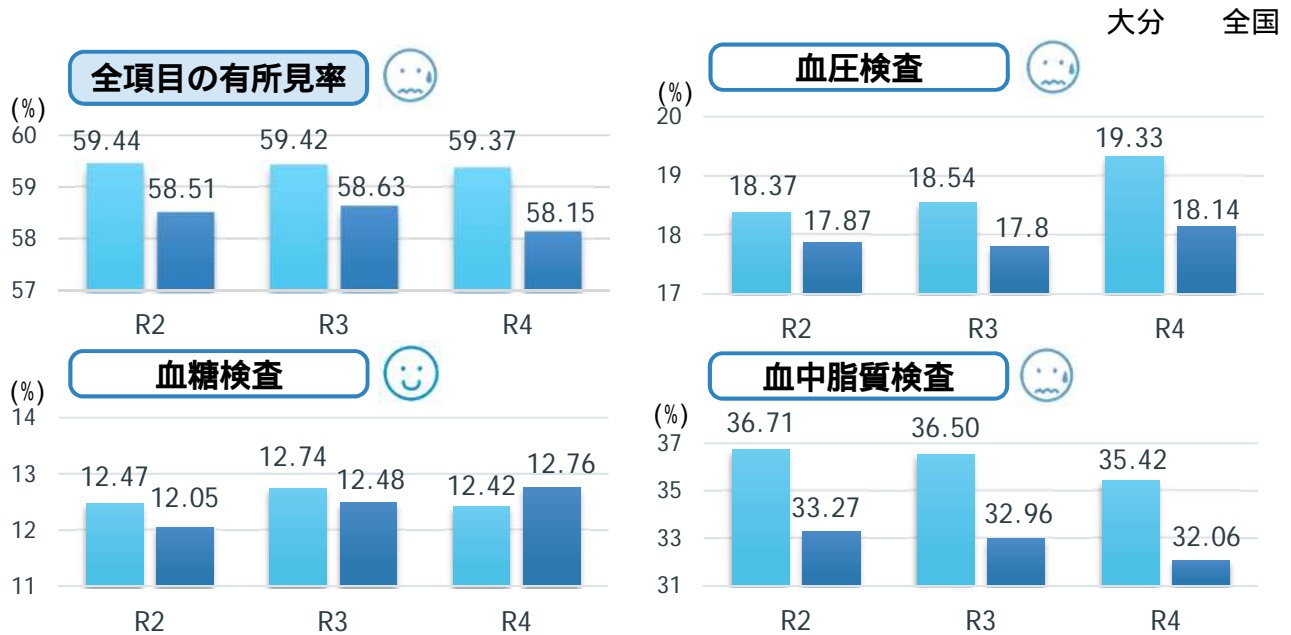
労働者本人用・家族用のチェックリストの新様式については、中央労働災害防止協会安全衛生情報センターのホームページからダウンロードできます。



定期健康診断結果 有所見率の推移

定期健康診断
結果報告書による

大分県の定期健康診断結果の有所見率は、全国平均を2.67ポイント上回っています。また、脳・心臓疾患の発症の予防等を図るための「労災保険二次健康診断等給付」の給付要件に関する検査項目のうち血圧検査、血中脂質検査が全国平均を上回っています。



「労災保険二次健康診断等給付」とは、脳血管・心臓の状態把握のための二次健康診断及び脳・心臓疾患の発症の予防を図るための特定保健指導を1年度内に1回、無料で受診することができる制度です。一次健康診断の結果、血圧検査、血中脂質検査、血糖検査、腹囲の検査またはBMIの検査のすべてに異常の所見が認められる場合等が給付要件となっています。

健康診断実施後の措置と保健指導

定期健康診断や特殊健康診断の実施後は、労働安全衛生法第66条の4及び第66条の5により、医師（又は歯科医師）からの意見聴取と事後措置の実施が義務付けられています。

健康診断の実施 安衛法第66条第1項～3項

- 健康診断結果の記録の作成（安衛法第66の3）
- 健康診断結果の労働者への通知（安衛法第66条の6）



産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場においては、地域産業保健センターが無料で行う「健康診断の結果についての医師の意見聴取」サービスを活用できます。

地域産業保健センターについては8ページをご確認ください。

異常の所見があった労働者

異常所見がある場合、健康診断結果の判定区分は「要経過観察」「要再検査」「要医療」等と記載されます

健康診断事後措置に関して、詳しくは「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（通称 健康診断事後措置指針）をご参照ください。



健康診断の結果についての医師等からの意見聴取

安衛法第66条の4

(就業区分)	(内容)	(就業上の措置の内容)
通常勤務	通常勤務でよいもの	なし
就業制限	勤務に制限を加える必要があるもの	勤務による負担を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要があるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

医師等の意見を勘案した事後措置

安衛法第66条の5

医師等の意見を勘案してその必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。

作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備

医師等の意見の衛生委員会等への報告

職場におけるメンタルヘルス対策

職場における心の健康づくり



パンフレット
QRコード

厚生労働省の労働安全衛生調査（実態調査）によると、職場生活で強いストレスを感じる労働者の割合が5割を超えています。また業務による心理的負荷を原因として精神障害を発症、あるいは自殺したとして労災認定された事案が増加しています。

厚生労働省は「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（メンタルヘルス指針）を定め、職場におけるメンタルヘルス対策を推進しています。この指針は労働安全衛生法の規定に基づいて、事業場において事業者が講ずる労働者の心の健康保持増進のための措置が適切かつ有効に実施されるよう、メンタルヘルスキアの原則的な実施方法について定めるものです。

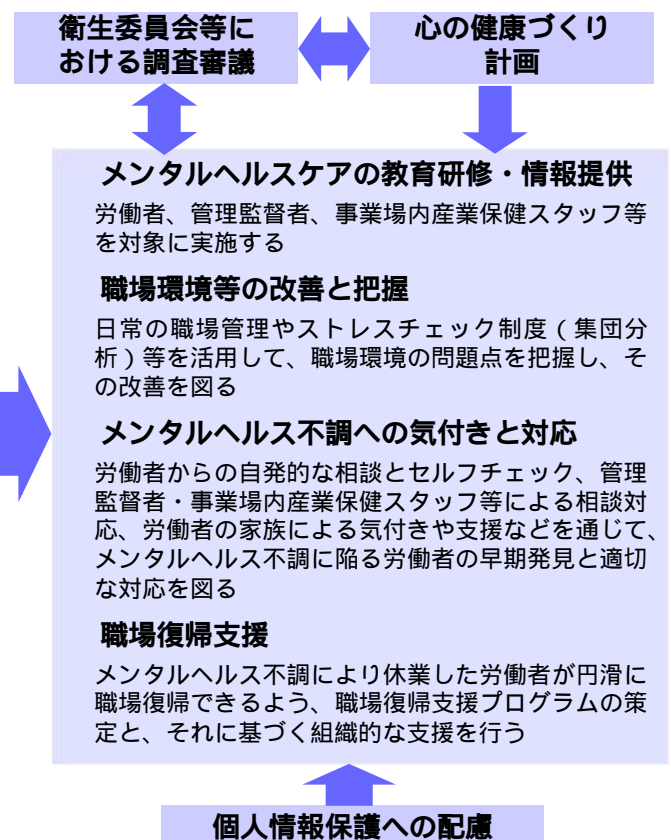
4つのメンタルヘルスキアの推進

メンタルヘルスキアは、「セルフケア」、「ラインによるケア」、「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」及び「事業場外資源によるケア」の「4つのケア」が継続的かつ計画的に行われることが重要です。

セルフケア ・ストレスやメンタルヘルスに対する正しい理解 ・ストレスチェックなどを活用したストレスへの気付き ・ストレスへの対処	労働者
ラインによるケア ・職場環境等の把握と改善 ・労働者からの相談対応 ・職場復帰における支援など	管理監督者
事業場内産業保健スタッフ等によるケア ・具体的なメンタルヘルスキアの実施に関する企画立案 ・個人の健康情報の取扱い ・事業場外資源とのネットワークの形成やその窓口 ・職場復帰における支援など	衛生管理 産業医 管理者等
事業場外資源によるケア ・情報提供や助言を受けるなど、サービスの活用 ・ネットワークの形成 ・職場復帰における支援など	専門 家 場 外 等 機 関

メンタルヘルスキアの進め方

左記の4つのケアが適切に実施されるよう、事業場内の関係者が相互に連携し、以下の～の取組みを積極的に推進することが効果的です。



働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト こころの耳



厚生労働省が運営するポータルサイト「こころの耳」では、労働者やそのご家族、事業者や管理監督者等に対して「働く人のメンタルヘルス対策」に関する様々な情報を発信しています。

ぜひ、ご活用ください。

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」



<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



ストレスチェック制度は、労働者のストレス状況を定期的に検査・対処して、メンタルヘルス不調を未然に防ぐ取組です。常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施する必要があります。（労働者数50人未満の事業場は、当分の間努力義務です。）

ストレスチェックの結果、高ストレスと評価された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を行う必要があります。事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認められるときは、就業上の措置を講じる必要があります。

医師、保健師等 によるストレスチェックを実施（1年以内ごとに1回）

一定の研修を修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師を含む。事業場の状況を日頃から把握している産業医が実施者になることが望まれます。実施者はストレスチェックの企画と結果の評価に関与します。



【実施事務従事者】

ストレスチェックの結果を労働者に直接通知
相談窓口等についても情報提供

【労働者】
セルフケアと
相談窓口の利用



【実施事務従事者】
結果の事業者への通知に
係る同意の有無の確認

同意ありの場合
【実施者】
事業者の結果を通知

集団分析 努力義務

【実施者】
ストレスチェックの結果を
職場ごとに集団的分析

【実施者】
集団的分析結果を
事業者へ提供

【事業者】
職場環境の改善の
ために活用

【実施事務従事者】面接指導対象者に対して面接指導の申し出を勧奨

【労働者】実施事務従事者へ面接指導の申し出

【実施事務従事者】医師へ面接指導実施の依頼



【実施者】医師による面接指導の実施

労働者50人未満の事業場においては、地域産業保健センターが無料で行う「ストレスチェックに係る高ストレス者に対する医師の面接指導」サービスを活用できます。

【事業者】医師からの意見聴取

【事業者】医師の意見を勘案して、必要に応じて就業上の措置を実施する

団体経由産業保健活動推進助成金のご案内

【第3次募集】令和5年8月1日～9月29日（必着）

団体経由産業保健活動推進助成金は、事業主団体を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う助成金です。事業主団体等が、傘下の中小企業等に対して医師等による健康診断結果の意見聴取や、ストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供するために、産業医等と契約した場合、その活動費用の80%（上限100万円）を助成します。

令和5年5月22日より、郵送 Googleフォーム jGrants（電子申請システム）による申請が可能となりました。その他、対象となる団体、対象の産業保健サービス等の詳細については、リーフレットをご参照ください。



小規模事業場のみなさまへ

地域産業保健センターをご利用ください！

地域産業保健センター（**地さんぽ**）は、労働基準監督署管轄区域ごとに設置されている独立行政法人労働者健康機構が運営する機関です。地さんぽでは、**労働者数50人未満**の小規模事業者やそこで働く方を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの、下記のサービスを**無料**で提供しています。



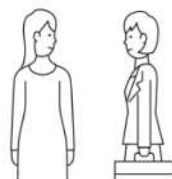
健康診断の結果についての医師からの
意見聴取



長時間労働者や高ストレス者に対する医師による
面接指導



労働者の健康管理や産業保健等に関する
健康相談



専門スタッフによる
個別訪問指導

- 地さんぽの利用には事前の申し込みが必要です。
- 総括産業医（企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医）がいる小規模事業場は支援対象外となります。
- 利用回数には制限があります。
- 詳しくは、最寄り（下記）の「地さんぽ」または「さんぽセンター」へお問合せください。

▼ 地さんぽへの申込み、お問合せはコチラ

名称	所在地	対象地域	連絡先
大分県中部地域産業保健センター	大分市野田818 医療法人謙誠会 博愛診療所内	大分市、別府市、杵築市、由布市、国東市、日出町、姫島村	TEL 070-2153-0811 FAX 097-502-4461 Mail tyu-bu@oitas.johas.go.jp
大分県北地域産業保健センター	中津市永添 2110-8 中津市医師会内	中津市、宇佐市、豊後高田市	TEL 070-2153-0812 FAX 0979-24-1486 Mail kenhoku@oitas.johas.go.jp
県南地域産業保健センター	佐伯市鶴谷町 1-7-28 佐伯市医師会内	佐伯市、臼杵市、津久見市	TEL 070-2153-0813 FAX 0972-24-1660 Mail kennan@oitas.johas.go.jp
日田玖珠地域産業保健センター	日田市清水町 803-1 日田市医師会内	日田市、玖珠町、九重町	TEL 070-2153-0814 FAX 0973-24-7080 Mail hitakusu@oitas.johas.go.jp
豊肥地域産業保健センター	豊後大野市三重町 百枝1086-12 豊後大野市医師会内	竹田市、豊後大野市	TEL 070-2153-0815 FAX 0974-22-6149 Mail ho-hi@oitas.johas.go.jp

独立行政法人労働者健康安全機構
大分産業保健総合支援センター（さんぽセンター）
大分市荷揚町3-1 いちご・みらい信金ビル6F
TEL 097-573-8070 FAX 097-573-8074

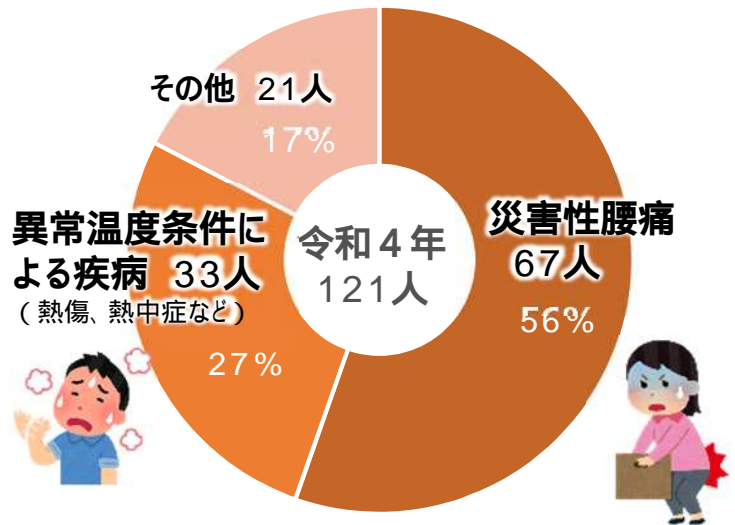
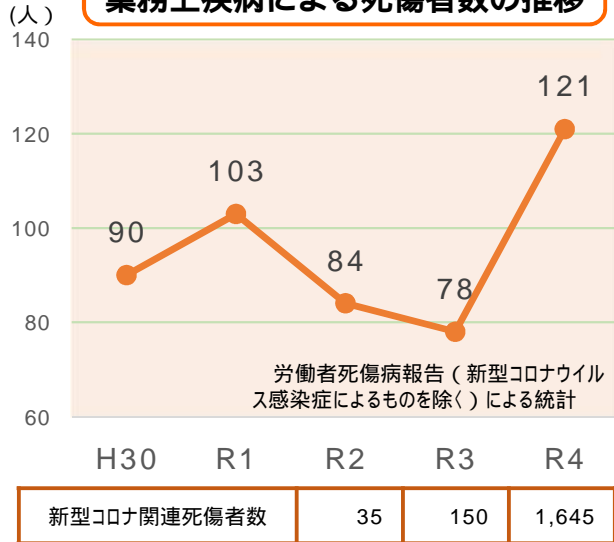
さんぽセンターでは、主に産業保健スタッフ向けの支援等を無料で行っています。詳しくはホームページをご覧ください。
<https://oitas.johas.go.jp>



大分県の業務上疾病発生状況

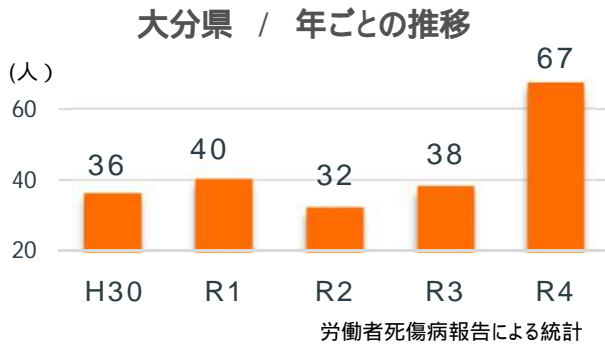
大分県における休業4日以上の業務上疾病（新型コロナウイルス患者数を除く。）は、令和4年に急増しています。疾病を分類別にみると、令和4年の業務上疾病のうち、「災害性腰痛」によるものが最も多く、60%を占めています。また、高温物体との接触による熱傷や高温環境下における熱中症などの異常温度条件による疾病も多く発生しており、このうち熱中症による死傷者数は12人となっています。

業務上疾病による死傷者数の推移



腰痛予防対策

災害性腰痛による死傷者数



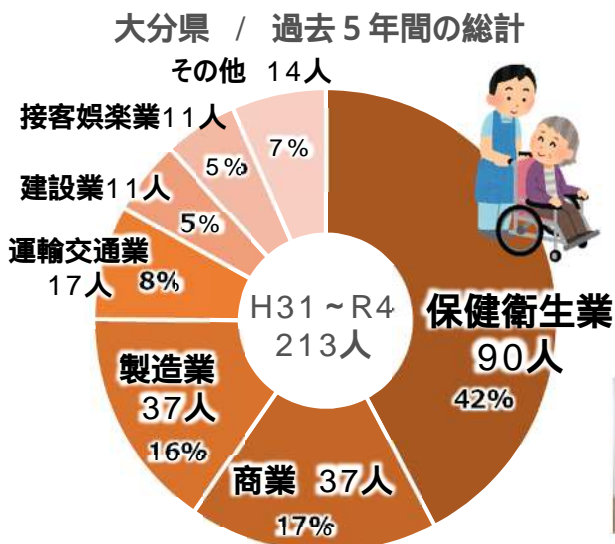
大分県における災害性腰痛による死傷者数は、令和4年に前年と比較して急増しています。

特に、介護・看護作業中に多く発生していることから、これらの作業が行われる、病院や社会福祉施設などの「保健衛生業」において最も多く発生しており、災害性腰痛による死傷者数の42%を占めている状況です。

他には、重量物取り扱い作業中に多く発生する傾向があり、この作業がよく行われる業種で災害性腰痛が多く発生しています。

腰痛予防のためには、「職場における腰痛予防対策指針」に基づき、労働衛生の3管理（作業管理、作業環境管理、健康管理）と労働衛生教育の実施等による腰痛予防対策に取り組ましましょう。

業種別災害性腰痛による死傷者数



【作業管理】

自動化・省力化 正しい作業姿勢・動作
作業人員や配置 作業標準の策定
休憩・作業量・作業の組み合わせ 靴・服装 など

【作業環境管理】

温度 照明 作業床面
作業空間や整備の配置 振動 など

【健康管理】

健康診断 腰痛予防体操
産業医等の意見を踏まえた必要な措置の実施 など



【いきいき健康体操】

腰痛予防対策について、詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。腰痛予防対策指針やリーフレット等のほか、転倒・腰痛予防のための「いきいき健康体操」の動画などを配信しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31158.html



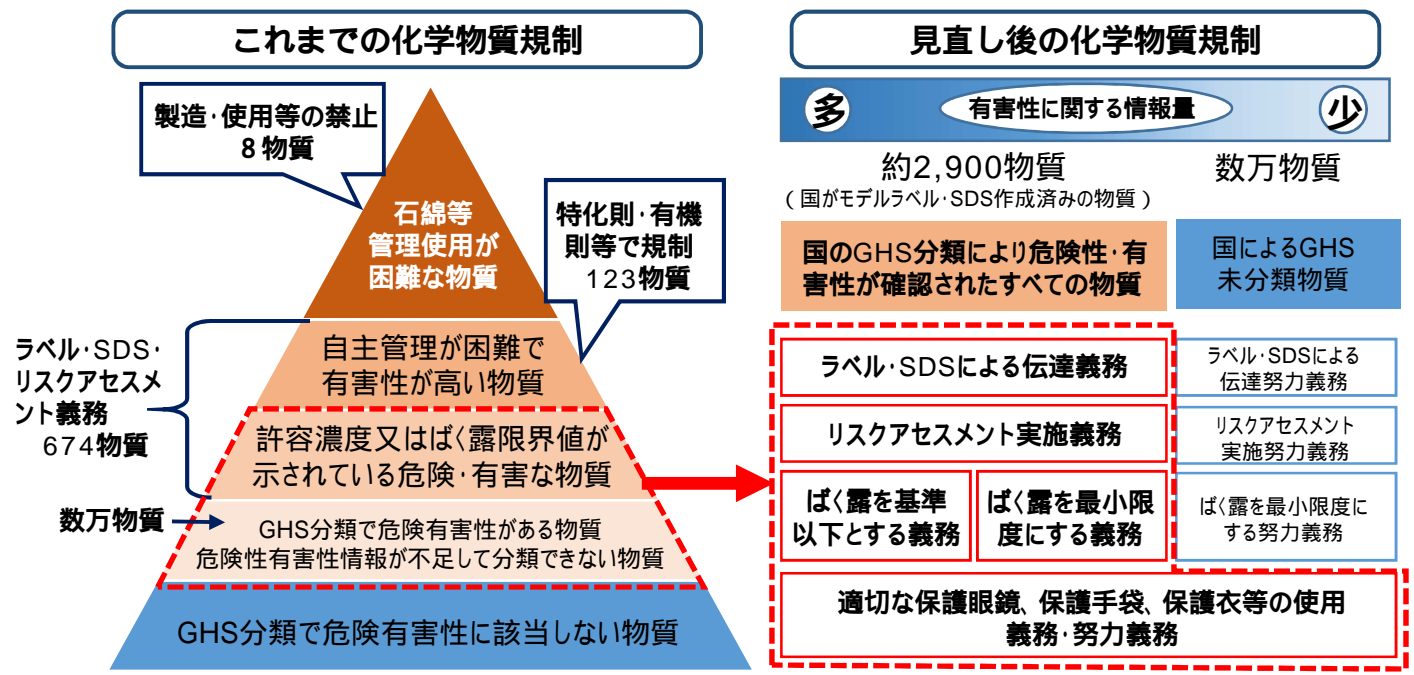
労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制

～ 自律的な管理が今後の規制の基軸になります ～

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上りますが、その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくありません。こうした中で、化学物質による労働災害のうち、法令による規制の対象となっていない物質を原因とするものが約8割を占めている状況です。

一方、国際的には、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）により、全ての危険性・有害性のある化学物質について、ラベル表示や安全データシート（SDS）を交付することが国際ルールとなっているなど、製造量、用途、有害性などのリスクに基づく管理が行われています。

こうしたことから、今後の職場における化学物質等の管理のあり方が見直され、リスクアセスメントの結果等を踏まえ、事業者が主体となって、自律的な管理を行うことが基軸となるよう労働安全衛生法関係政省令を改正しました。



- 改正の概要**
- 1 化学物質管理体系の見直し
 - 2 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立
 - 3 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化
 - 4 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外
 - 5 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和
 - 6 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化

1 化学物質管理体系の見直し

以下に記載の条文は、全ての規定が施行される令和6年4月1日以降の最終的な条文です。

1-1 ラベル表示・SDS交付・RA対象物の追加 (安衛法施行令 別表第9) 令和6年4月1日施行

➤ 労働安全衛生法に基づくラベル表示、SDS通知、リスクアセスメント実施の対象物質を、従来の674物質から903物質へ追加しました。今後も国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加する予定です。(R6.4.1時点で現存するものは、R7.3.31までの間、ラベル表示義務は適用されません。)

今後の予定	R4.2改正 (R6.4施行)	R5改正予定 (R7.4施行予定)	R5改正予定 (R8.4施行予定)
ラベル表示・SDS交付義務化 改正後施行までの期間は2年程度	234物質	約700物質	約850物質

労働者健康安全機構
化学物質情報管理研究センター

➤ 今後の追加物質については、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのサイトに、ラベル表示・SDS交付の義務化予定物質リストとして、CAS登録番号付きで公開されています。
https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

1-2 ばく露の程度の低減等 (安衛則第577条の2、577条の3)

令和5年4月1日施行
令和6年4月1日施行

- 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、次の方法等で最小限度にしなければなりません。…
代替物の使用 発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働
作業の方法の改善 有効な呼吸用保護具の使用
- リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露を抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）については、労働者がばく露される程度を厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下としなければなりません。…
- 上記の措置の内容及び労働者のばく露状況について、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存しなければなりません。（「がん原性物質」に関する記録については30年間の保存が必要です。）…（濃度基準値設定物質の濃度基準に関しては ）

がん原性物質は、リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性区分1に該当する物であり、令和3年3月31日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの（エタノール及び特別管理物質を除く。）のことであり、当該物質を臨時に取り扱う場合は除きます。

- リスクアセスメント対象物以外の物質についても、労働者がばく露される程度について、代替物の使用、発散源の密閉設備等の設置及び稼働、作業方法の改善、有効な呼吸用保護具の使用等により、最小限度にするように努めなければなりません。…

1-3 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (安衛則第594条の2、第594条の3)

令和5年4月1日施行
令和6年4月1日施行

- 皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性又は皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる有害性に応じて、当該物質又は当該物質を含有する製剤（皮膚等障害化学物質）を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、労働者に**皮膚障害等防止用保護具**を使用させなければなりません。
- 健康障害を起こす**おそれのあることが明らかな**物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者
保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用
（努力義務）令和5年4月1日～ … （義務）令和6年4月1日～ …
- 健康障害を起こす**おそれがないことが明らかなでない**物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者
保護眼鏡、保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用（努力義務）…
- 健康障害を起こす**おそれがないことが明らかな**物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者
使用義務なし

1-4 衛生委員会の付議事項の追加 (安衛則第22条)

令和5年4月1日施行
令和6年4月1日施行

- 衛生委員会における付議事項に次の事項が追加されました。（衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場においても、安衛則第23条の2に基づき、次の事項について関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければなりません。）

(1) 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること。	…
(2) 濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること。	
(3) リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること。 1-8を参照ください	…
(4) 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること。 1-8を参照ください	

1-5 がん等の遅発性疾病の把握の強化 (安衛則第97条の2)

令和5年4月1日施行

- 化学物質を製造し、又は取り扱う同一事業場において、1年に複数の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、遅滞なく、当該がんへの罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聴かなければなりません。
- 意見聴取の結果、医師が当該罹患が業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、化学物質の名称や、当該労働者の業務の内容等を、所轄都道府県労働局長に報告しなければなりません。

1-6 リスクアセスメント結果等に係る記録の作成及び保存（安衛則第34条の2の8）

令和5年4月1日施行

- 従来、リスクアセスメントを実施したときは、その結果と、結果に基づき健康障害を防止するために講ずる措置の内容等について、労働者に周知することとされていましたが、さらに、記録を作成し、次のリスクアセスメントを行うまでの期間（次のリスクアセスメントが3年以内に実施される場合は3年間）保存することが必要となりました。

1-7 労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示（安衛則第34条の2の10）

令和6年4月1日施行

- 化学物質による労働災害の発生又はそのおそれがある事業場で、管理が適切に行われていない疑いがあるときは、労働基準監督署長が改善すべき旨を指示できることとされました。
- 改善の指示を受けた事業者は、**化学物質管理専門家**（外部の者が望ましい）から、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認及び望ましい改善措置に関する助言を受けた上で、1月以内に改善計画を作成し、措置の実施や労働基準監督署長への報告、改善措置の記録作成及び3年間の保存を行わなければなりません。

化学物質管理専門家の要件

次のいずれかに該当する者です。

労働衛生コンサルタント試験（試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に合格し、登録を受けた者で、5年以上、化学物質の管理に係る業務（粉じん則の適用除外の際には粉じんの管理に係る業務）に従事した経験を有する者
衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、その後8年以上、衛生工学衛生管理者の業務に従事した経験を有する者
作業環境測定士で、6年以上作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了した者

から までに掲げるものと同等以上の能力を有すると認められる者

- 労働安全コンサルタント（化学）であって、5年以上化学物質に係るコンサルタント業務の経験のある者
- 日本労働安全衛生コンサルタント会の「生涯研修制度」のCIH労働衛生コンサルタント
- 日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は海外のインダストリアルハイジニスト等資格者
- 日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクター
- 衛生管理士（労働衛生工学）であって、5年以上化学物質の管理に係る衛生管理士の業務経験のある者

1-8 リスクアセスメント対象物健康診断等（安衛則第577条の2）

令和5年4月1日施行

令和6年4月1日施行

（1）リスクアセスメント対象物健康診断 ...

- リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師等（医師又は歯科医師）が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければなりません。
- 濃度基準値設定物質については、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに医師等による健康診断を実施しなければなりません。
- 上記の健康診断を実施した場合は、個人票（様式第24号の2）を作成し、これを5年間（がん原性物質に関する健康診断は30年間）保存しなければなりません。

（2）がん原性物質の作業の記録 ...

- リスクアセスメント対象物のうち、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務を行う場合は、当該業務の作業歴について記録し、当該記録を30年間保存しなければなりません。

2 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

2-1 化学物質管理者選任の義務化（安衛則第12条の5）

令和6年4月1日施行

- リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、又は譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）については、選任要件を満たす者の中から化学物質管理者を選任し、その職務を行わせなければなりません。

個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場毎に化学物質管理者を選任します。

一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は対象外です。

事業場の状況に応じて、複数名の選任も可能です。

化学物質管理者の職務・選任要件等

職 務	<p>事業場における次の化学物質管理に係る技術的事項 (譲渡提供を行う事業場については、事業場における表示等及び教育管理に係る技術的事項)</p> <p>ラベル表示、SDS交付等に関すること リスクアセスメントの実施に関すること ばく露の程度の低減措置、リスクアセスメントの結果に基づく措置の内容及びその実施に関すること リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること リスクアセスメント結果の記録の作成・保存・周知に関すること リスクアセスメント対象物の作業の記録の作成・保存・周知に関すること ~ の事項の管理に当たっての労働者に対する必要な教育に関すること</p>
要 件	<p>◆ リスクアセスメント対象物を製造している事業場の場合 「化学物質の管理に関する講習」の修了者又は同等以上の能力を有すると認められる者 令和6年4月1日以前に化学物質の管理に関する講習を受講した者 労働衛生コンサルタント試験(労働衛生工学)に合格し、登録を受けた者 化学物質管理専門家の要件に該当する者</p> <p>上記以外の事業場の場合 業務経験を有する者など、職務を担当するために必要な能力を有すると認められる者(講習の受講が望ましい。)</p> <p>「化学物質の管理に関する講習」は講習告示の規定に基づいて自社で行えば足りませんが、他の事業者が実施する講習を受講させることも差し支えありません。</p>

化学物質の管理に関する講習の内容

	科 目	範 囲	時 間
講 義	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	<ul style="list-style-type: none"> ● 化学物質の危険性及び有害性 ● 化学物質による健康障害の病理及び症状 ● 化学物質の危険性又は有害性等の表示、文書及び通知 	2時間30分
	化学物質の危険性又は有害性等の調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 化学物質の危険性又は有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録 	3時間
	化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	<ul style="list-style-type: none"> ● 化学物質のばく露濃度の基準 ● 化学物質の濃度の測定方法 ● 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置の記録 ● がん原性物質等の製造等業務従事者の記録 ● 保護具の種類、性能、使用方法及び管理 ● 労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法 	2時間
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時の措置 	30分
	関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項 	1時間
実 習	化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	<ul style="list-style-type: none"> ● 化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置並びに当該調査の結果及び措置の記録 ● 保護具の選択及び仕様 	3時間

受講の免除を受けることができる者と科目

- ◆ 有機溶剤作業主任者技能講習、鉛作業主任者技能講習、特定化学物質及び四アルキル鉛作業主任者技能講習を全て修了した者 「化学物質の危険性及び有害性並びに表示等」
- ◆ 第一種衛生管理者の免許を有する者 「化学物質の危険性又は有害性等の調査」
- ◆ 衛生工学衛生管理者の免許を有する者 「化学物質の危険性又は有害性等の調査」「化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等」

2-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化 (安衛則第12条の6他)

令和6年4月1日施行

- 化学物質管理者を選任した事業場で、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときに選任が必要となります。
- 保護具について一定の経験及び知識を有する者の中から選任が必要です。(次に掲げる者が該当します。)
 - 「保護具の管理に関する教育」を受講した者
 - 化学物質管理専門家の要件に該当する者
 - 作業環境管理専門家の要件に該当する者
 - 労働衛生コンサルタント試験合格者
 - 第一種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許所持者
 - 化学物質関係の作業主任者の資格を有する者
 - 安全衛生推進者に係る講習の修了者等
- 有効な保護具の選択や使用状況の管理、その他保護具の管理に係る業務を職務として行わせます。

保護具の管理に関する教育カリキュラム

	科 目	範 囲	時 間
学 科	保護具着用管理	保護具着用管理責任者の役割と職務 保護具に関する教育の方法	0.5時間
	保護具に関する知識	保護具の適正な選択に関すること 労働者の保護具の適正な使用に関すること 保護具の保守管理に関すること	3時間
	労働災害の防止に関する知識	保護具の使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	1時間
	関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項	0.5時間
実 技	保護具の使用方法等	保護具の適正な選択に関すること 労働者の保護具の適正な使用に関すること 保護具の保守管理に関すること	1時間

2-3 雇入れ時等教育の拡充 (安衛則第35条)

令和6年4月1日施行

- 労働者の雇入れ、作業内容変更の際に行う安全衛生教育について、これまで一部の業種については、機械、原材料、安全装置、保護具、作業手順など一部の教育項目の省略を認めていましたが、この省略規定が廃止されることにより、危険性・有害性のある化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業場で、化学物質の安全衛生に関する必要な教育を行わなければなりません。

2-4 職長等の教育を行うべき業種の拡大 (安衛法施行令第19条)

令和6年4月1日施行

- 労働安全衛生法第60条の規定により、事業者は、新たに職務につくことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないとされており、その対象業種に、以下の業種が追加されます。
 - 食料品製造業 (うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業については以前から職長教育の対象)
 - 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

3 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

3-1 SDS等による通知方法の柔軟化 (安衛則第24条の15、34条の2の3)

令和4年5月31日施行

- SDS情報の通知手段は、譲渡提供する相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用できるようになりました。

次の方法による通知が可能

- (1) 文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
- (2) FAX送信、電子メール送信
- (3) 通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

3-2 「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新 (安衛則第24条の15、34条の2の5)

令和5年4月1日施行

- SDSの通知事項である「人体に及ぼす作用」について、5年以内ごとに1回、記載内容の変更の要否を確認し、変更があるときは、確認後1年以内に変更する必要があります。
- 記載内容を変更したときは、適切な時期に、SDSの通知を行った相手方へ変更内容の通知が必要です。
- 現在SDS交付が努力義務となっている化学物質等も、同様に変更と通知も努力義務です。

3-3 SDS通知事項の追加・含有量表示の適正化 (安衛則第24条の15、34条の2の4他)

令和6年4月1日施行

- SDSの通知事項に、新たに「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が追加されます。
- SDSの通知事項である、成分の含有量の記載について、従来の10%刻みでの記載方法を改め、重量パーセントの記載が必要となります。(含有量に幅があるものは、濃度範囲の表記も可能)

3-4 事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化 (安衛則第33条の2)

令和5年4月1日施行

- 安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている危険・有害物質（ラベル表示対象物）について、譲渡・提供時以外にも、次の場合は、ラベル表示・文書の交付その他の方法により、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければなりません。
 - ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
 - 自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合

3-5 注文者が措置を講じなければならない設備の範囲の拡大 (安衛法施行令第9条の3)

令和5年4月1日施行

- 安衛法第31条の2の規定により、化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性及び有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならないとされています。
- この措置の対象となる設備の範囲が広がり、従来から対象の化学設備、特定化学設備に加えて、通知対象物（労働者に危険・健康障害を生じるおそれのある物質）の製造・取扱設備も対象となりました。

4 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外 (特化則第2条の3、有機則第4条の2、鉛則第3条の2、粉じん則第3条の2)

令和5年4月1日施行

- 化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場については、当該認定に係る特別規制（特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、粉じん障害防止規則）の適用を除外し、当該特別規制の適用物質に係る管理を、事業場における自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）にすることができるとされました。

認定の主な要件

- 事業場に、専属の化学物質管理専門家が配置され、当該事業場でリスクアセスメント等の実施管理をしていること。
- 過去3年間に、各特別規制適用の化学物質等による死亡又は休業4日以上労働災害が発生していないこと。
- 過去3年間の、各特別規制に基づく作業環境測定の結果が全て第一管理区分であったこと。
- 過去3年間の、各特別規制に係る特殊健康診断の結果、新たに異常所見があると認められる労働者がいなかったこと。（粉じん則については、じん肺健康診断の結果、新たにじん肺管理区分が管理2以上に決定された者又はじん肺管理区分が決定された者でより上位の区分に決定された者がいなかったこと。）
- 過去3年間に、1回以上、リスクアセスメントの結果及びそれに基づく健康障害防止のため必要な措置の内容について、事業場外部の化学物質管理専門家による評価を受け、その結果、当該事業場の労働者の健康障害予防措置が適切に講じられていると認められること。
- 過去3年間に、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に違反していないこと。

認定の更新

認定は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失うこと。

5 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和 (特化則第39条、有機則第29条、鉛則第53条、四ア則第22条)

令和5年4月1日施行

- 有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く。）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、当該健康診断の実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年以内ごとに1回に緩和することができます。
- 要件については次のとおりです。なお、要件を満たすかどうかの判断は、事業場単位ではなく、労働者ごとに行うものであり、その際、労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましいとされています。

緩和の要件	実施頻度
【区分1】 次のいずれも満たす労働者 当該労働者が作業する単位作業場所における直近3回の作業環境測定の結果が第一管理区分に区分されたこと。（四アルキル鉛は除く。） 直近3回の健康診断において、当該労働者に新たな異常所見がないこと。 直近の健康診断実施日から、ばく露の程度に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと。	次回は1年以内に1回 実施頻度の緩和の判断は、前回の健康診断実施日以降に、左記の要件に該当する旨の情報が揃ったタイミングで行う。
【区分2】 区分1以外の労働者	次回は6月以内に1回

6 作業環境測定の結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化

(特化則第36条の3の2、有機則第28条の3の2、鉛則第52条の3の2、粉じん則第3条の2)

令和6年4月1日施行

1. 作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分された場合の義務

- 当該場所の作業環境の改善の可否及び改善可能な場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家の意見を聴かなければなりません。
- 作業環境の改善が可能な場合、必要な改善措置を講じ、その効果を確認するための濃度測定を行い、その結果を評価する必要があります。

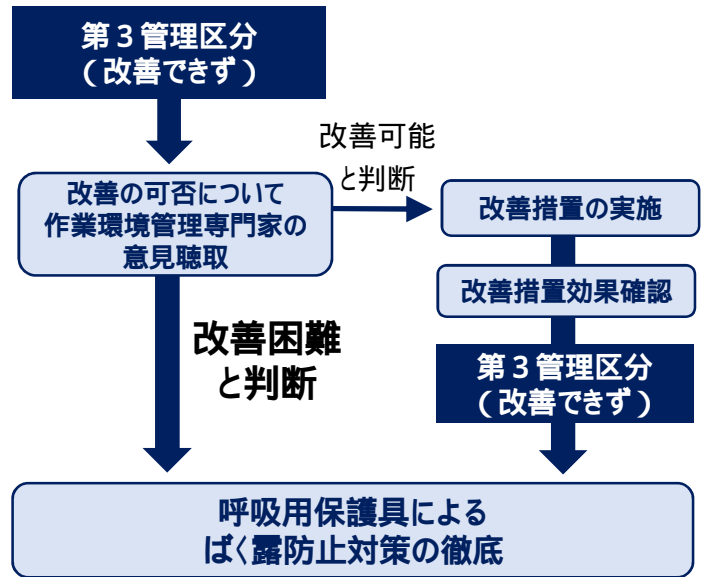
2. 作業環境専門家が改善困難と判断した場合及び効果確認のための濃度測定の評価が第三管理区分に区分された場合の義務

- 個人サンプリング法等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる。
- 前記の**呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認**する。
「フィットテスト」のことです。この場合のフィットテストの実施の流れについては、本冊子の17ページに掲載した、金属アーク溶接等作業におけるフィットテストと同様です。
- 保護具着用管理責任者を選任し、呼吸用保護具の管理や作業主任者等の職務に対する指導（呼吸用保護具に関する事項に限る。）等を担当させる。
- 作業環境管理専門家の意見の概要、必要改善措置及びその効果を確認するための測定の評価結果を労働者に周知する。
- 以上の措置を講じたときは、遅滞なく、その内容について所轄労働基準監督署長に届け出る必要があります。（様式第1号の4「第三管理区分措置状況届」）

3. 上記「2.」の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

- 6月以内ごとに1回、定期的に、個人サンプリング測定等による特定化学物質等の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる。
- 1年以内ごとに1回、定期的に、**呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認**する。 フィットテスト（17p）

個人サンプリング法等による測定結果、測定結果の評価結果、呼吸用保護具の装着確認結果については3年間の保存が必要です。（粉じんに係る測定結果及び評価結果については7年間保存）



作業環境管理専門家の要件

次のいずれかに該当する者が含まれます。

化学物質管理専門家の要件に該当する者
労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）又は労働安全コンサルタント（化学）の登録を受け、3年以上化学物質等の管理に係る実務経験を有する者
衛生工学衛生管理者として6年以上の実務経験を有する者、作業環境測定士として6年以上の実務経験を有する者、その他これと同等以上の能力を有すると認められる者



「新たな化学物質規制」に関する法制度、関係通達等に関する情報については、厚生労働省のホームページに掲載しています。



事業者のための化学物質管理無料相談窓口

（テクノヒル株式会社 化学物質管理部門）

電話 050-5577-4862

受付時間 平日10:00～17:00（12:00～13:00を除く）
土日祝日・国民の休日・年末年始を除く

開設期間 令和5年4月3日～令和6年3月18日

メールでのお問合せも受け付けています。
詳しくはテクノヒル株式会社のウェブサイトをご覧ください。
<https://www.technohill.co.jp/telsoudan/>



呼吸用保護具のフィットテストを実施しましょう！

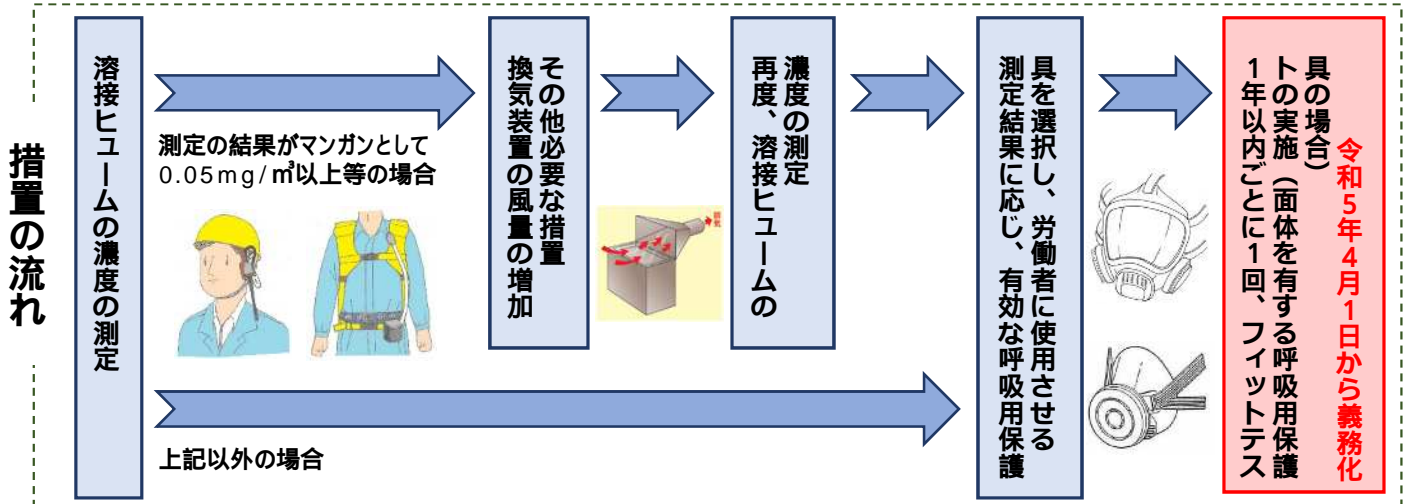
～呼吸用保護具の使用が義務付けられる次の作業に従事する労働者が対象です～

【屋内作業場で継続して行う金属アーク溶接等作業】

【作業環境測定の結果が第三管理区分で、改善困難又は改善できない作業場における作業】

「金属アーク溶接等を継続して行う屋内作業場」の場合

金属アーク溶接等作業の方法を新たに採用し、または変更しようとするときは、溶接ヒュームの濃度を測定し、測定結果に応じて有効な呼吸用保護具を選択して労働者に使用させるとともに、令和5年4月1日より、1年以内ごとに1回、フィットテストの実施が必要です。



●フィットテストの方法

- ① JIS T8150（呼吸用保護具の選択、使用および保守管理方法）に定める方法またはこれと同等の方法により、呼吸用保護具の外側、内側それぞれの測定対象物質の濃度を測定し、以下の計算式により「フィットファクタ」を求めます。

$$(\text{フィットファクタ}) = \frac{\text{呼吸用保護具の外側の測定対象物質*の濃度}}{\text{呼吸用保護具の内側の測定対象物質の濃度}}$$

- ② 「フィットファクタ」が、以下の「要求フィットファクタ」を上回っているかどうかを確認します。

呼吸用保護具の種類	要求フィットファクタ
全面形面体を有するもの	500
半面形面体を有するもの	100

●フィットテストの記録の方法

確認を受けた者の氏名、確認の日時、装着の良否、上記の確認を外部に委託して行った場合の受託者の名称を記録します。

「定量的・定性的」とは？

【定量的フィットテスト】

被験者に規定の動作を行わせ、呼吸用保護具の面体内外の試験エアゾル濃度を測定し、この値からフィットファクタを求め、その数値が要求フィットファクタ以上となるか調べる検査です。

【定性的フィットテスト】

被験者は呼吸用保護具の面体を着用した状態で、頭部を覆うテスト用フードを被り、フード内に甘味等の溶液をスプレーし、味覚を感じなければ、フィットしていると判定するものです。

半面形面体のみ判定が可能で、合格した場合は、フィットファクタは100以上であるとみなします。

（1）定量的フィットテスト測定機器購入補助金 （2）定性的フィットテスト測定キット購入補助金

定量的フィットテストに関しては「作業環境測定機関」や「特殊健康診断実施機関」を対象に、定性的フィットテストに関しては「自らフィットテストを行う事業者」を対象とする測定機器又はキットの購入に関する補助金です。申請の要件、補助対象経費、算定方法等、詳しくは受託者（全衛連）のホームページに掲載されたリーフレット等をご参照ください。

第2期公募：令和5年10月1日～11月15日（必着）



全衛連HP

申請窓口・相談窓口

（公社）全国労働衛生団体連合会（全衛連）

TEL：03-6453-9969

（平日9時～17時）



継続して行う屋内作業場用



屋外作業場・毎回異なる屋内作業場用

その他の金属アーク溶接等作業における溶接ヒュームに関する措置は、左記のリーフレットをご参照ください。

解体改修工事の受注者の皆さまへ

石綿の有無に関する事前調査を確実に実施しましょう！

➤ 事前調査は、工事の規模にかかわらずすべての工事が対象です

施工業者は、建築物・工作物・船舶の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行うことが義務付けられています。

➤ 事前調査の結果については報告が必要です

一定規模以上の工事は、施工業者が労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果を報告する必要があります。

事前調査は「石綿含有建材調査者」の資格を有する者が行う必要があります

令和5年**10月1日**着工の工事から、次の資格が必要となります！



（1）建築物（一戸建ての住宅・共同住宅の住戸の内部を除く）

登録規定に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者
同等以上の能力を有すると認められる者＝日本アスベスト調査診断協会の登録者

（2）一戸建ての住宅・共同住宅の住戸の内部

上記（1）の者及び登録規定に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者

（3）船舶（鋼製の船舶）

船舶石綿含有資材調査を行う者で、船舶石綿含有資材調査者講習を受講し修了考査に合格した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者

現在、工作物の事前調査者については資格要件がありませんが、法改正により「工作物石綿事前調査者」等の資格要件が新たに設けられ、令和8年1月1日から適用されることとなっています。

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です。石綿が無い場合も報告が必要です。

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が 80m²以上
	改修	請負金額が 税込100万円以上
特定の工作物	解体・改修	請負金額が 税込100万円以上
船舶（鋼製のもの）	解体・改修	総トン数が 20トン以上

報告の対象となる「特定の工作物」は次に掲げるものです。

- 反応層、加熱炉、ボイラー、压力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- 焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く） 令和5年10月1日より

事前調査の報告には「石綿事前調査結果報告システム」をご利用ください



石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

システムの利用にはGビズIDが必要です。



GビズIDの取得方法や石綿事前調査結果報告システムへのログインはコチラをご確認ください

【事前調査結果報告システム】
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

改正石綿障害予防規則に係る動画視聴のお願い

～建築物・工作物・船舶の解体・改修工事を行う事業者の皆さんへ～

石綿障害予防規則が改正されたことに伴い、大分県内の労働基準監督署では、その改正内容を建築物や工作物、船舶の解体・改修工事を行う事業者を対象に広く周知するため、令和4年11月2日に「建築物等の解体・改修に係る石綿障害予防講習会」をオンラインにより開催しました。

大分労働局ホームページに、本講習会の動画を掲載していますので、対象の事業者はぜひ、講習会の動画を視聴ください。

1 視聴用動画



2 報告用リンク

大分市、別府市、日出町、杵築市、国東市、姫島村 報告用リンク

中津市、宇佐市、豊後高田市 報告用リンク

佐伯市、津久見市、臼杵市 報告用リンク

日田市、玖珠町、九重町 報告用リンク

豊後大野市、竹田市 報告用リンク

講習会で使用した資料も特設サイトからダウンロードできます。

講習会の動画は、大分労働局ホームページ内の特設ページから視聴することができます。



動画を視聴した場合は、特設ページ内の「報告用リンク」から、その旨をご報告ください。

また、今後、建築物・工作物・船舶の解体・改修工事を行う可能性がない場合も、その旨を「報告用リンク」からご報告ください。その場合は、動画を視聴する必要はありません。

令和4年の講習会に参加された事業者又は過去に「報告用リンク」から報告したことがある場合は再度の報告は不要ですが、動画の視聴は差支えありません。

石綿総合情報ポータルサイトをご活用ください！

石綿総合情報ポータルサイトでは、事前調査制度を始め、石綿対策等に関する様々な情報の閲覧や、関係資料等をダウンロードすることができます。

また、「講習会情報」のリンクでは、石綿作業主任者技能講習や建築物石綿含有建材調査者講習などを実施している全国の講習機関の情報を確認することができます。

石綿総合情報ポータルサイト
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>



石綿 総合情報ポータルサイトTOP



石綿とは



事業者



作業従事者



一般の方



報告システム



改正ポイント



講習会情報



リンク・資料

石綿総合情報ポータルサイト



その他、事前調査の結果、石綿が使用されていた場合に必要となるばく露防止措置や、改正された石綿障害予防規則の概要についてはリーフレットもご参照ください。

～粉じん障害を防止するために～

新たに**第10次粉じん障害防止総合対策**を策定しました

【推進期間】令和5年度 ▶ 令和9年度

粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、大分労働局では、令和5年度から令和9年度までの5か年を推進期間とする「第10次粉じん障害防止総合対策」を策定しました。

推進にあたっては、次の5項目を重点としています。事業者においては、この総合対策で重点事項とした粉じん障害防止対策に基づく措置を徹底しましょう！

重点事項

呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底



- 保護具着用管理者を選任し、呼吸用保護具の適正な選択と使用を推進する。
- 防じんマスクは電動ファン付きのものを選択する。
- ずい道建設工事では、必ず、粉じん濃度等の測定結果に応じた要求防護係数を上回る指定防護係数を有する電動ファン付き呼吸用保護具を選択して使用させる。

令和6年4月1日より、作業環境測定の結果、第三管理区分に区分され、その改善が困難な場所では、厚生労働大臣の定めるところにより濃度を測定し、その結果に応じて有効な呼吸用保護具を使用させることと、フィットテストを実施することが義務となります。

重点事項

ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

- 「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく粉じん障害防止対策を講じる。
- 粉じん濃度目標レベル（ 2 mg/m^3 ）以下となるよう措置を講じる。
- 労働者の健康管理のため「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」に登録する。



ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン



ずい道等建設労働者健康管理情報システム（建災防HP）

重点事項

じん肺健康診断の着実な実施



- じん肺法に基づくじん肺健康診断を確実に実施し、毎年、じん肺健康管理実施状況報告を労働基準監督署へ提出する。
- じん肺健康診断の記録を作成し、確実に保存する。

重点事項

離職後の健康管理の推進

- じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対し、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」を配付する。
- 離職予定者に健康管理手帳の交付申請の方法等について周知する。



離職するじん肺有所見者のためのガイドブック

重点事項

アーク溶接作業等に係る粉じん障害防止対策



- 屋内・屋外を問わず、粉じん障害防止措置を講じる。
- 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の設置による作業環境改善を図る。
- 溶接ヒュームが特定化学物質として規制されたことから、金属アーク溶接作業を行うにあたっては、溶接ヒュームによる健康障害防止措置と併せて粉じん対策を講じる。

放射線業務従事者の 眼の水晶体に受ける等価線量の限度について

厚生労働省は、放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の引き下げ等に関して、電離放射線障害防止規則等を改正し、令和3年4月1日から施行・適用しています。放射線業務を行う事業場にあっては、以下の内容について徹底をお願いします。

1 放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ（電離則第5条）

- 事業者は、放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量が、**5年間につき100mSv及び1年間につき50mSv**を超えないようにしなければなりません。

2 線量の測定及び算定方法の一部変更（電離則第8条・告示第3条）

- 放射線業務従事者などの管理区域内で受ける外部被ばくによる線量の測定は、**1cm線量当量、3mm線量当量及び70μm線量当量のうち、実効線量及び等価線量の別に応じて放射線の種類及びその有するエネルギーの値に基づき、線量を算定するために適切と認められるもの**について行うことが必要です。
- 眼の水晶体の等価線量の算定は、放射線の種類およびエネルギーの種類に応じて、**1cm線量当量、3mm線量当量または70μm線量当量のうちいずれか適切なもの**によって行うことが必要です。

3 線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加（電離則第9条）

- 放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量は、**3か月ごと、1年ごと及び5年ごとの合計**を算定・記録・保存することが必要です。

4 眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げに関する経過措置（改正省令附則第2条）

- **一定の医師**については、眼の水晶体に受ける等価線量の限度を以下のとおりとします。
 - 令和3年4月1日～令和5年3月31日までの間 **1年間につき50mSv**
 - 令和5年4月1日～令和8年3月31日までの間 **3年間につき60mSv及び1年間につき50mSv**
- 「一定の医師」とは、放射線業務従事者のうち、遮蔽その他適切な放射線防護措置を講じてもなお、その眼の水晶体に受ける等価線量が5年間につき100mSvを超えるおそれのある医師であって、その行う診療に高度の専門的な知識経験を必要とし、かつ、そのために後任者を容易に得ることができないものとして、令和5年3月31日までの間に、事業者が指定した医師のことです。

放射線業務を行う医療機関の皆さまへ

「放射線被ばく管理に関する 労働安全衛生マネジメントシステム導入支援事業」のご案内

令和3年4月から、眼の水晶体に受ける等価線量の限度値が引き下げられ、放射線業務従事者の健康障害を予防するため、被ばく低減に取り組むことが事業者に求められています。

そのため、厚生労働省では、医療機関に対して**放射線被ばく管理に関するマネジメントシステム（放射線MS）**の導入を支援しています。

委託事業により、放射線被ばく管理に関する相談や、放射線MSの導入に関する相談窓口を開設していますので、是非、ご利用ください。

【問合せ先・事務局】

公益財団法人原子力安全技術センター 業務部MS事業係
TEL 03-3830-0720（受付10：00～12：00、13：00～17：00）

メールアドレス ms-info@rad-ms.mhlw.go.jp

Webサイト <https://www.rad-ms.mhlw.go.jp/>

相談窓口	
期 間	令和5年7月下旬から 令和6年2月まで
時 間	30分程度～最大1時間
方 法	オンライン（Zoom）による Web会議システム
申込方法	Webサイトより登録



詳しくは
コチラ

相談は無料です

騒音障害防止のためのガイドラインを改訂しました

職場における騒音は、有害な作業環境の一つとして、健康障害防止のため、厚生労働省では平成4年10月1日に「騒音障害防止のためのガイドライン」を定めて、その定着を図ってきたところです。

しかしながら、騒音障害防止対策は、広く浸透しているとは言い難く、更なる対策を進める必要があるとともに、これまでの技術の発展や知見の見積りを踏まえて、従来からの騒音障害防止対策を見直し、令和5年4月20日付けをもって、騒音障害防止のためのガイドラインを改訂しました。



ガイドライン改訂の主なポイント

1 騒音障害防止対策の管理者の選任を追加

- 労働衛生管理体制について、事業者は、衛生管理者、安全衛生推進者等から騒音障害防止対策の管理者を選任し、本ガイドラインで定める事項に取り組ませることとしました。

2 騒音レベルの新しい測定方法（個人ばく露測定と推計）の追加

- 別表第2に掲げる作業場で、屋内・坑内の作業場については、騒音源が移動する場合等は、「定点測定」の等価騒音レベルの測定に代えて、「個人ばく露測定」により等価騒音レベル測定を行うことができるようになりました。
- 別表第2に掲げる作業場で、屋外作業場については、「定点測定」、「個人ばく露測定」に加えて、地面の上に騒音源があって、周辺に建物や壁等がない場所では、推計値を計算し、それを測定値としてみなすことができるようになりました。

ガイドライン対象作業（別表第1・別表第2）はコチラからご確認ください



別表第1に掲げる作業場についてはこれまでどおり、作業環境測定による等価騒音レベルの測定が義務付けられています。

3 聴覚保護具選定基準の明示

- 事業者は、聴覚保護具については、日本産業規格（JIS）T8161-1に規定する試験方法により測定された遮音値を目安に、必要かつ十分な遮音値のものを選定することとしました。
- 危険作業等において安全確保のために周囲の音を聞く必要がある場合や会話の必要がある場合は、遮音値が必要以上に大きい聴覚保護具を選定しないよう配慮することとしました。



耳栓（発泡タイプ）

イヤーマフ

4 騒音健康診断の検査項目の見直し

- 騒音に係る定期健康診断についてはオーディオメータによる1,000ヘルツ及び4,000ヘルツにおける選別聴力検査を行うにあたって、このうち4,000ヘルツについては、これまで40dBの音圧で検査を行うこととされていましたが、これを25dB及び30dBの音圧に変更しました。
- 雇入れ時又は配置替え時に行う健康診断や、騒音に係る定期健康診断の二次検査について、これまで、オーディオメータによる250ヘルツ、500ヘルツ、1,000ヘルツ、2,000ヘルツ、4,000ヘルツ及び8,000ヘルツにおける聴力の検査を行うこととされてきましたが、これらに6,000ヘルツの検査を追加しました。

以下の対策に取り組んでいるかチェックしてみましょう！

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 騒音障害防止対策の管理者の選任 | <input type="checkbox"/> 雇入れ時等の健康診断（騒音）の実施 |
| <input type="checkbox"/> 関係請負人への指導・援助（元方事業者） | <input type="checkbox"/> 定期健康診断（騒音）の実施 |
| <input type="checkbox"/> 騒音レベルの測定 | <input type="checkbox"/> 健康診断（騒音）結果に基づく事後措置の実施 |
| <input type="checkbox"/> 騒音レベルが85db以上の場合の改善措置の実施 | <input type="checkbox"/> 健康診断（騒音）結果の記録と保存（5年間） |
| <input type="checkbox"/> 測定結果の記録と保存（3年間） | <input type="checkbox"/> 健康診断（騒音）結果の労働基準監督署への報告 |
| <input type="checkbox"/> 聴覚保護具の使用 | <input type="checkbox"/> 騒音障害防止対策の管理者選任時の教育 |
| | <input type="checkbox"/> 労働者への教育 |



騒音障害防止対策の詳細はガイドライン全文及び解説をご参照ください

治療と仕事の両立支援に取り組んでみませんか？

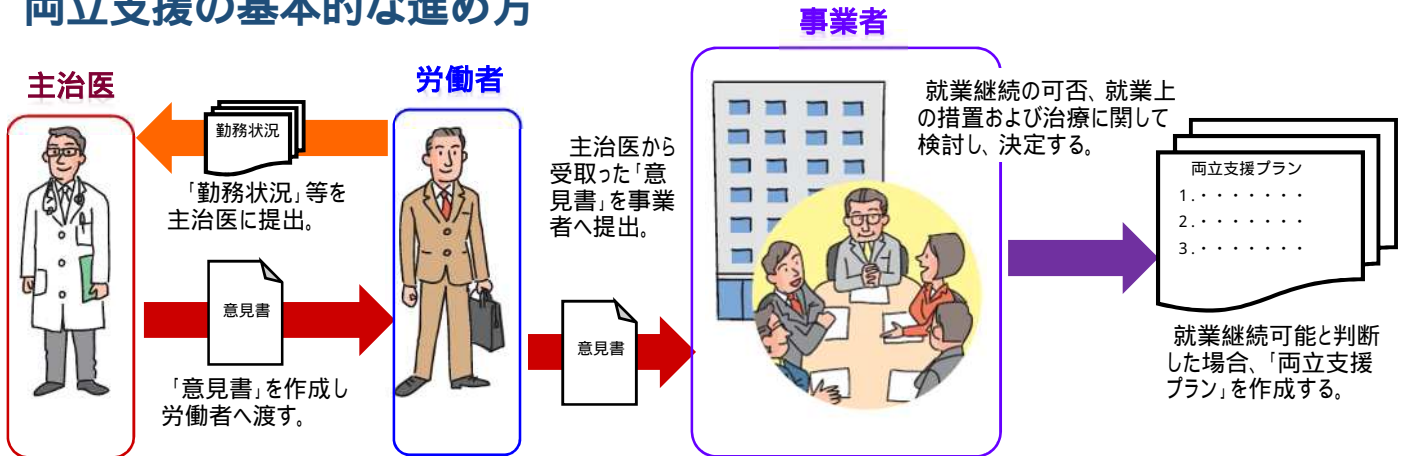
～ 病気になっても仕事を続けられる職場環境を作りましょう！～

「治療と仕事の両立支援」とは、病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として仕事の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指す取り組みです。

労働者ががんなどの病気を理由として安易に退職を決めてしまわないように、事業者側にも、日頃から病気に関する理解の促進や、労働者との良好なコミュニケーションが求められています。



両立支援の基本的な進め方



事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン

ガイドラインは、治療が必要な疾病を抱える労働者が、業務によって疾病を増悪させることがないよう、事業場において適切な就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮が行われるようにするため、関係者の役割、事業場における環境整備、個別の労働者への支援の進め方を含めた、事業場における取組をまとめたものです。

治療と仕事の両立支援を行うに当たっては、労働者本人の理解と同意の下、事業場や医療機関等の関係者が必要に応じて連携することで、労働者本人の治療や業務の状況に応じた、より適切な支援の実施が可能となります。

「企業・医療機関連携マニュアル（解説編）」は、企業と医療機関が情報のやり取りを行う際の参考となるよう、ガイドライン掲載の様式例に沿って作成のポイントを示すものです。

左：ガイドライン 右：マニュアル は厚生労働省ウェブサイトダウンロードできます。



<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



ガイドラインやマニュアルを参考に両立支援に取り組みましょう！

治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」をご参照ください！

厚生労働省
治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト
治療と仕事の両立支援ナビ

事業者の方へ | 支援を受ける方へ | 医療機関・支援機関の方へ | 両立支援とは？ | 取組事例 | お役立ちコンテンツ | シンポジウム

両立支援に取り組むにはどのようなことから始めればよい？
▶ 事業者の方はこちら

両立支援を受けるためには？
▶ 支援を受ける方はこちら

コーディネーター養成研修について
職場情報、診療報酬について
▶ 医療機関・支援機関の方はこちら

お役立ちコンテンツ
▶ ちりょうさ ▶ ダウンロード
▶ 各都道府県の相談機関一覧

両立支援とは？
ちりょうさの治療と仕事の両立支援ガイド
▶ はこちら

2022年度
治療と仕事の両立支援
シンポジウム&セミナー
▶ はこちら

「両立支援ナビ」では、企業における両立支援の取組方法や取組事例、両立支援を受ける方への支援制度等に関する情報、医療機関や支援機関への情報など、治療と仕事の両立支援に関する様々な情報を掲載しています。

ぜひ、両立支援ナビをご活用ください！

<https://chiryoutoshigoto.whlml.go.jp>





大分県地域両立支援推進チーム

大分県地域両立支援推進チームは、大分県の実情に応じた治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、大分県下のがん相談支援センター、行政機関、関係団体がネットワークを構築し、両立支援に関する取組の連携及び情報の共有化を図る目的で設置したものです。各団体では、事業場や労働者からの相談に応じています。下記の連絡先まで、気軽にお問合せください。

大分県地域両立支援推進チーム参加機関の名称と相談内容	電話番号(受付時間)
大分産業保健総合支援センター 事業者に対する啓発セミナーや管理監督者向けの両立支援教育の実施、関係者からの相談、事業場への個別訪問支援、患者（労働者）と事業者との個別調整支援	097-573-8070 (8:30～17:15)
大分大学医学部附属病院 がん相談支援センター がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	097-586-6376 (8:30～17:00)
大分県立病院 がん相談支援センター がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	097-546-7062 (8:30～17:00)
大分赤十字病院 がん相談支援センター がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	097-532-6181 (8:30～17:00)
別府医療センター がん相談支援センター がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	0977-67-1111 (8:30～17:15)
中津市立中津市民病院 がん相談支援センター がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	0979-22-6521 (9:00～17:00)
大分県済生会日田病院 がん相談支援センター がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	0973-22-8772 (9:00～17:00)
南海医療センター 地域医療連携室 がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	0972-22-0577 (8:00～17:00)
大分県 福祉保健部 健康づくり支援課 がん・難病対策班	097-506-2674 (8:30～17:15)
大分県難病相談・支援センター 難病治療及び就労・就労継続等についての相談	097-578-7831 (9:00～17:00)
大分市保健所 保健予防課	097-535-7710 (8:30～17:15)
大分県医師会 保険課 医療連携センター等の紹介	097-532-9121 (8:30～17:30)
日本労働組合総連合会 大分県連合会 地域の働く人たちのよりどころとしての、労働者からの労働相談	0120-154-052 (9:00～17:30)
大分県経営者協会 メンタルヘルス、ハラスメント対策をはじめ、職場環境改善に関する企業への支援	097-532-4745 (9:00～17:00)
(一社) 大分県労働基準協会 労働基準法・労働安全衛生法等の普及、労働安全衛生法等に基づく各種講習会の開催	097-585-5765 (8:00～17:00)
大分県社会保険労務士会[両立支援関係] 総合労働相談ダイヤル 事業者に対するセミナーの開催、事業者・労働者双方から就業継続等に関する相談	0570-064-794 (10:00～16:00)
大分県医療ソーシャルワーカー協会（津久見中央病院 内） 復職などの社会復帰の支援	0972-82-1123 (8:30～17:00)
(一社) 日本産業カウンセラー協会 九州支部 産業に関わる方へのカウンセリングによる個人支援	092-434-4433 (10:00～17:00)
日本キャリア開発協会 治療と職業生活の両立に悩んでいる就労者や休退職者の方を対象とした相談 (1回30分の電話無料相談・通話料はご相談者負担、予約制) 申込先 https://www.j-cda.jp/hatarakikata/index.php	左記ウェブサイト から申し込み (10:00～19:00)
大分労働局 職業安定部 職業安定課 長期にわたる治療等が必要な疾患をもつ求職者に対する就職支援事業の実施	097-535-2090 (8:30～17:15)
ハローワーク大分 就職支援ナビゲーターによる、がんまたは肝疾患等の診療連携拠点病院と連携した、離職を余儀なくされた長期療養者等に対する就職支援	097-538-8609 (8:30～17:15)
大分労働局 労働基準部 健康安全課 事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの周知	097-536-3213 (8:30～17:15)

祝日を除く月曜～金曜日に相談を受けています。受付時間のうち12～13時は昼休みのため受付時間外です。

第14次労働災害防止計画

大分労働局

- POINT 1 国の「第14次労働災害防止計画」を踏まえ、大分労働局が県内の労働災害等を減少させるため、事業者等が重点的に取り組むことを定めた中期計画です。略して「14次防」と呼んでいます。
- POINT 2 14次防の計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間です。
- POINT 3 8つの重点事項を掲げて事業者等の具体的取組事項を定めています。
- POINT 4 重点事項ごとにアウトプット指標とアウトカム指標を定め、毎年これらの指標を用いて14次防の実施状況の確認と評価を行い、必要に応じて計画を見直します。
- POINT 5 アウトプット指標の達成状況の確認のため14次防取組状況点検票の作成・提出にご協力をお願いします。



大分労働局版
14次防全文は
こちらから

8つの重点事項の具体的取組

重点事項の ~ は省略しています
これらを含むリーフレットは上記の二次元バーコードから


7 労働者の健康確保対策の推進

事業者は、ストレスチェックの実施にとどまらず、その結果を基に集団分析を行い、分析結果を活用した職場環境の改善を行うことでメンタル不調の予防を強化する。

アウトプット指標	アウトカム指標
年次有給休暇の取得率を令和7年までに70%以上とする。 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を令和7年までに15%以上とする。	週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を令和7年までに5%以下とする。
メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。 使用する労働者50人未満の小規模事業場におけるストレスチェックの実施の割合を令和9年までに50%以上とする。	自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、又はストレスがあるとする労働者の割合を令和9年までに50%未満とする。
各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。	

8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

事業者は、SDSに基づくリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。
事業者は、熱中症予防のため、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。

アウトプット指標	アウトカム指標
安衛法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を令和7年までにそれぞれ80%以上とする。 安衛法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性及び有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を令和7年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。	化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を13次防期間と比較して5%以上減少させる。  <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> SDSで把握 <input checked="" type="checkbox"/> リスクアセスメント <input checked="" type="checkbox"/> 対策 <input checked="" type="checkbox"/> 労働者教育
熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。	熱中症による死者数を13次防期間と比較して、減少させる。

「14次防取組状況点検票」の記入と提出について（協力依頼）

大分労働局 14次防

各指標の達成状況の把握を通じて事業場の安全衛生管理の自主的な改善を図るため、「14次防取組状況点検票」の提出にご協力をお願いします。

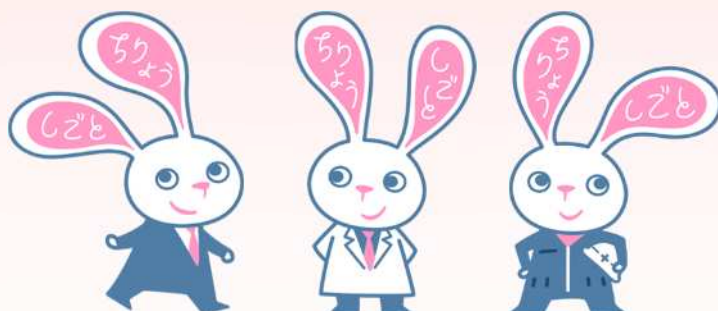
大分労働局HPに掲載の点検票ファイルに必要事項を記入の上、事業場を管轄する監督署あてに、電子メールで送信する、郵送する、窓口へ持参する等により提出をお願いします。



点検票のWordファイルとメールアドレスはこちらから

 **大分労働局・各労働基準監督署**

名称	所在地	電話番号	管轄区域
大分労働基準監督署	〒870-0016 大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎2F	安全衛生課 097-535-1513	大分市・別府市・ 杵築市・由布市・ 国東市・日出町・ 姫島村
中津労働基準監督署	〒871-0031 中津市大字中殿550-20 中津合同庁舎2F	0979-22-2720	中津市・ 豊後高田市・ 宇佐市
佐伯労働基準監督署	〒876-0811 佐伯市鶴谷町1-3-28 佐伯労働総合庁舎3F	0972-22-3421	佐伯市・臼杵市・ 津久見市
日田労働基準監督署	〒877-0012 日田市淡窓1-1-61	0973-22-6191	日田市・玖珠町・ 九重町
豊後大野労働基準監督署	〒879-7131 豊後大野市三重町市場 1225-9 三重合同庁舎4F	0974-22-0153	竹田市・ 豊後大野市
大分労働局 労働基準部 健康安全課	〒870-0037 大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル6F	097-536-3213	



治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト

治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.whlm.go.jp>

